

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、令和6年7月10日の契約審査会で1度審議した工事である。審議した内容で一般競争入札（予定価格公表）を行い、8月21日に開札をしたところ入札者なしで不落となった。不落となった理由は、施設の見積の依頼先が建設工事の入札参加資格を有しておらず、参加できなかったことや資材の高騰や設備の仕入れ値の増加である。見積業者を変更し、再度積算を行い、足りない分は、管財課へ再配当協議等を行なった。再度積算を行った際は、工期4か月であったが、資材の入手に時間がかかるため今発注となると5か月要すると報告があり、一般競争入札を行ってはいは年度内での工事完成が困難となる。また、見積合わせを行うと1週間程度の時間を要するため、必要工期の確保が困難となる。既存の浴槽は、設立当初から存在し、底が深く安全な入浴環境が提供できていないため、利用者や職員の負担が大きい。このような状況をできる限り早期に解消するため随意契約を行う必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>橋本工業（株）は当該施設の維持管理業務を受託しており、施設について精通しているほか、本件に係る調査を行っており、現場の構造等を熟知している。</p> <p>このことから、最短かつ確実に業務を遂行できる業者であるといえ、契約の相手方として適当と認められる。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。